

## 第24回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年6月13日(月)午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

|    |     |     |        |
|----|-----|-----|--------|
| 委員 | 2番  | 河村  | 明      |
|    | 3番  | 熊野  | 茂公     |
|    | 4番  | 埤田  | 定      |
|    | 5番  | 林   | 清市     |
|    | 6番  | 繁本  | 武紀     |
|    | 7番  | 神田  | 公司     |
|    | 8番  | 大嶋  | 順子     |
|    | 9番  | 上野  | 政之     |
|    | 10番 | 城   | 俊治     |
|    | 11番 | 中邑  | 照司     |
|    | 13番 | 田村  | 浩昭     |
|    | 14番 | 西岡  | 宏道     |
|    | 15番 | 久保田 | 等      |
|    | 16番 | 小田  | 博      |
|    | 17番 | 宮内  | 昭寿     |
|    | 18番 | 松浦  | 信行     |
|    | 19番 | 藤本  | 準一     |
|    | 21番 | 弘田  | 靖      |
|    | 22番 | 林   | 節子     |
|    | 23番 | 山本  | 忠男     |
|    | 24番 | 吉原  | 則行     |
|    | 25番 | 田村  | 耕一(会長) |

4 欠席委員(3人)

|  |     |    |    |
|--|-----|----|----|
|  | 1番  | 林  | 敏文 |
|  | 12番 | 杉尾 | 正  |
|  | 20番 | 藤井 | 訓志 |

## 5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  
農用地利用集積計画の承認について

議案 第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評  
価（案）について

議案 第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）  
について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第24回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、1番 林 敏文 委員、12番 杉尾 正 委員、20番 藤井 訓志 委員 より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は22名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は23番 山本 忠男 委員、24番 吉原 則行 委員 をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は3件でございます。

では番号の1番をご説明します。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字小周防地内にあり、地目は田、面積が609㎡の自作地です。譲渡の事由ですが、当該地は今現在、譲渡人の諸事情により作付けされておらず、今後も継続的な管理は難しいため、当該地と耕作地が接しており、経営の充実を図りたいという話を聞いていた譲渡人へ贈与することとしたものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農機具の保有状況や農作業に従事する家族の状況等から見て、新たに所有する農地を含め効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農業生産法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人の家族は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の久保田 等 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 久保田委員、補足説明をお願いします。

15番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、番号の 2 番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第 3 条の番号 2 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字塩田地内にあり、地目は田、面積が 1,124 m<sup>2</sup>の自作地です。

譲渡の事由ですが、当該地はこれまで譲受人と永小作権を結び耕作されてきましたが、相続を切っ掛けに所有者となった譲渡人は、農業の経験もなく、また、遠隔地に居住し将来に渡って農地の管理は困難であると判断したため、この機会に譲渡したいという申し出を譲受人にしたところ、応じる事となったものです。

では、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は自作地のほか、農地所有適格法人の構成員として農作業に従事し、地域農業の集積・集約に積極的に関わっていることから、新たに所有する農地を含め効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第 2 号の「農業生産法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の埴田 定 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 埜田委員、補足説明をお願いします。

4 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の 2 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして、番号の 3 番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第 3 条の番号 3 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字塩田地内にあり、地目は田、面積が 1,540 m<sup>2</sup>の自作地です。譲渡人は番号 2 番と同一人でありまして、譲渡の事由についても番号 2 番と同じく、永小作権により耕作してきた譲受人に譲渡の申し出を行い、応じることとなったものです。

では、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は、番号 2 番と同様に農地所有適格法人の構成員であり、地域農業の集積・集約に寄与していることから、新たに所有する農地を含め効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第 2 号の「農業生産法人以外の法人の規定」ですが、本件は個

人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人の家族は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の埴田 定 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 埴田委員、補足説明をお願いします。

4番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。 これより質疑に入ります。  
何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の3番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづいて議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1番から2番の2件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は光井の方で、譲受人も同じく光井の方です。

また、申請のあった土地は、大字光井地内にある農地で、光市役所から北東約1,300mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。

地目は畑、面積が568㎡の自作地です。ここを転用し、譲受人が所有する山林の保全管理のため、伐採した木材等を保管する資材置場にしたいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていないおおむね10ヘクタール未満の小団地の農地であり、第1種にも第3種にも該当しない農地であるため「第2種農地」と考えます。

また、「転用の目的」も資材置場ということであり、他に目的を達成できる土地がないとのことで適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金を利用することです。通帳の写しにより、その残高から資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から2年以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、市街化調整区域内であるため、面積に関係なく開発許可の対象となる案件となりますが、建築物を建てるものではないため、開発指導を行う所管へ「開発行為でない旨の届出」を提出するものとしております。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、建物の建築はなく、隣接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤本 準一 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 藤本委員、補足説明をお願いします。

19番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、番号の2番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号2をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は大字三輪の方で、譲受人は東広島市の方です。また申請のあった土地は、大字三輪地内にある2筆で、光市役所大和支所から北東約850mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目はいずれも田、面積は合計で560㎡の自作地となっています。ここを転用し、太陽光発電設備を設置したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、第1種住居地域に用途指定されており、農地法施行規則第44条第3号該当により「第3種農地」と考えます。

また、転用の目的は太陽光発電設備ということであり、「転用目的」についても問題ないと考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金及び借入れを利用することです。自己資金については通帳の写しによる残高確認、借入れについては資金の融資に伴う関係機関からの承認通知が添付されていることから、適当と考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後6箇月以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当しないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、全体面積に含まれる9.21㎡については、譲渡人が所有する土地であり、登記簿上は公衆用道路となっているもので、太陽光発電設備のメンテナンスを行う上で通路等に利用することとあります。双方での話し合いは行っているため、一体利用に支障はないものと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、建物の建築はなく、隣接農地の日照・通風等については特に問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の山本 忠男 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 山本委員、補足説明をお願いします。

23番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の2番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、つづきまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成28年6月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

今回は、新規の計画が7件、14筆で面積は14,425㎡、更新が3件、6筆で面積は7,030㎡、新規、更新の合計は10件、20筆で合計面積は21,455㎡となっております。

うち、農地中間管理事業分については、番号10の1件、3筆で合計面積6,765㎡が対象であり、また、農用地利用配分計画の予定としては、別紙内訳から、貸付先は個人であり、3筆とも同一人への貸付となっております。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは議案第 4 号の資料をご覧ください

「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」でございますが、これは平成 27 年度の農業委員会が実施しました事務等についてその実績を点検・評価したものでございまして、議案の 7 ページ括弧 4 に記載しておりますように、概ね、当初の活動計画について適切に実施できたと考えております。

この議案第 4 号の内容につきまして、光市ホームページに掲載し、4 月 11 日から 1 カ月の間、この案について市民の皆様からの意見をいただくこととしておりましたが、意見はございませんでした。

事務局としましては、議案第 4 号の案につきまして、議案の 7 ページの括弧 5 と 6 を追加したこの形で、正式な「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ございませんので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

次に議案第 5 号の資料をご覧ください。

こちらは、今年度、平成 28 年度に農業委員会が実施してまいります事業につきまして「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」として、その目標等を計画としてまとめたものでございます。

内容としましては、平成 27 年度の実績を踏まえ、今年度の活動計画を策定した内容となっております。

この議案第 5 号の内容につきましても、議案第 4 号と同じく、光市ホームページに掲載し、4 月 11 日から 1 カ月の間、この案について市民の皆様からのご意見をいただくこととしておりましたが、こちらも意見はございませんでした。

この議案第 5 号の案につきまして、このままの形で正式な「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ほかにごございませんので採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして報告事項ですが、議案の2ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、番号1番から2番までの、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、御報告いたします。

上記は、平成28年6月13日開催の第24回光市農業委員会総会の議事録である。

平成28年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印